

令和4年度

第1回理事会議事録

と き 令和4年7月15日（金）午後2時

と ころ 大阪府中央区常盤町1丁目3番8号

中央大通F Nビル内

大阪府国民健康保険団体連合会 2階会議室

大阪府国民健康保険団体連合会

【出席者数】

理事 21 人（出席指定書による出席理事及び書面のみの出席理事を含む。）
事務局 12 人

【付議事項】

〔 報 告 事 項 〕

- 報告第 1 号 大阪府国民健康保険団体連合会退職給付引当資産の処分の理事長による専決処分について
- 報告第 2 号 大阪府国民健康保険団体連合会常勤役員の報酬等及び手当支給規則の一部を改正する規則の理事長による専決処分について
- 報告第 3 号 大阪府国民健康保険団体連合会職員給与規則の一部を改正する規則の理事長による専決処分について
- 報告第 4 号 令和 4 年度大阪府国民健康保険団体連合会一般会計補正予算（第 2 号）の理事長による専決処分について

〔 議 決 事 項 〕

- 議案第 1 号 大阪府国民健康保険団体連合会就業規則の一部を改正する規則について
- 議案第 2 号 大阪府国民健康保険団体連合会職員通勤手当支給規則の一部を改正する規則について
- 議案第 3 号 大阪府国民健康保険団体連合会職員の育児休業等に関する規則の全部を改正する規則について
- 議案第 4 号 令和 4 年度大阪府国民健康保険団体連合会第 1 回通常総会に付議する案件について

（ 報 告 事 項 ）

- 1 大阪府国民健康保険団体連合会退職給付引当資産の処分の理事会における専決処分について
- 2 大阪府国民健康保険団体連合会財政調整基金積立資産の処分の理事会における専決処分について
- 3 大阪府国民健康保険団体連合会減価償却引当資産の処分の理事会における専決処分について
- 4 大阪府国民健康保険団体連合会電算処理システム導入作業経費積立資産の処分の理事会における専決処分について
- 5 大阪府国民健康保険団体連合会 I C T 等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産の処分の理事会における専決処分について
- 6 令和 3 年度大阪府国民健康保険団体連合会一般会計補正予算（第 2 号）の理事会における専決処分について
- 7 令和 3 年度大阪府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）補正予算（第 3 号）の理事会における専決処分について
- 8 令和 3 年度大阪府国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）補正予算（第 1 号）の理事会における専決処分について
- 9 令和 3 年度大阪府国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（業務勘定）補正予算（第 1 号）の理事会における専決処分について

- 10 令和３年度大阪府国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計（業務勘定）補正予算（第１号）の理事会における専決処分について
- 11 令和３年度大阪府国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計（業務勘定）補正予算（第１号）の理事会における専決処分について
- 12 令和４年度大阪府国民健康保険団体連合会一般会計補正予算（第１号）の理事会における専決処分について
- 13 大阪府国民健康保険団体連合会退職給付引当資産の処分の理事長による専決処分について
- 14 令和４年度大阪府国民健康保険団体連合会一般会計補正予算（第２号）の理事長による専決処分について
- 15 令和３年度の各特別会計における弾力条項の適用について

（議決事項）

- 1 令和４年度大阪府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）補正予算（第１号）について
- 2 令和４年度大阪府国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）補正予算（第１号）について

（認定事項）

- 1 令和３年度大阪府国民健康保険団体連合会事業報告の認定について
- 2 令和３年度大阪府国民健康保険団体連合会一般会計決算の認定について
- 3 令和３年度大阪府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計決算の認定について
 - 業務勘定
 - 診療報酬支払勘定
 - 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定
 - 抗体検査等費用に関する支払勘定
 - 国民健康保険診療報酬支払資金貸付金勘定
- 4 令和３年度大阪府国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計決算の認定について
 - 業務勘定
 - 後期高齢者医療診療報酬支払勘定
 - 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定
- 5 令和３年度大阪府国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計決算の認定について
- 6 令和３年度大阪府国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計決算の認定について
 - 業務勘定
 - 特定健診・特定保健指導等費用支払勘定
 - 後期高齢者健診等費用支払勘定
- 7 令和３年度大阪府国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計決算の認定について
 - 業務勘定
 - 介護給付費等支払勘定

公費負担医療等に関する報酬等支払勘定

- 8 令和3年度大阪府国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計決算の認定について

業務勘定

障害介護給付費等支払勘定

障害児給付費等支払勘定

- 9 令和3年度大阪府国民健康保険団体連合会退職金特別会計決算の認定について

議案第5号 令和4年度大阪府国民健康保険団体連合会第1回通常総会の招集について

議 事 内 容

開会時刻 午後 2 時

事務局

長らくお待たせいたしました。本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、令和 4 年度第 1 回理事会を開催させていただきます。

開催にあたりまして、理事長からごあいさつを申し上げます。

理事長

令和 4 年度第 1 回理事会の開催にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

本日、理事の皆様には何かとご多忙なところ、また、新型コロナウイルスの感染が第 7 波と思われるような急拡大を示している中でございますが、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

また、平素は、本会の事業運営に格別のご理解とご支援を賜っておりますこと、深く御礼を申し上げます。

さて、本会では令和元年度から令和 3 年度までの 3 か年におきまして、第 3 期中期経営計画をもとに、効率的・効果的な事業運営に努めてまいりました。とりわけ、令和 2 年度以降は、新型コロナウイルス感染症に関連するさまざまな業務にも積極的に取り組んでまいりました。今年度からは、新たに策定をいたしました第 4 期中期経営計画を始動させ、情勢の変化にも的確に対応しながら、既存業務をさらに充実をさせてまいります。

また、現在、次期国保総合システムの審査支払領域の共同利用のため、支払基金と国保中央会に対応を進めているところでございますが、整合性の格差やクラウド化などシステムの更改に多額の費用が見込まれております。令和 4 年度は、54 億円の国庫補助を確保しておりますが、保険者や被保険者への負担、国保保険料の引き上げにつながらないように、令和 5 年度におきましても国庫補助を獲得すべく、陳情活動を行っていく所存でございます。

本日の理事会の主な議案といたしましては、補正予算や規則改正にあわせて、令和 3 年度の事業報告、決算などの通常総会に付議する案件につきまして、お諮りをするものでございます。本理事会の議事が円滑に行われますよう、ご協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局

ありがとうございました。

続きまして、本日の出席理事数の確認でございますが、現在の出席理事は、出席指定書による出席理事及び書面のみの出席理事を含め、理事総数 21 名全員の出席をいただいております。

それでは、本会規約第 31 条の規定に基づきまして、これより理事長に議事進行をお願い申し上げます。

議 長

それでは、ただいまから、「令和4年度第1回理事会」を開会させていただきます。

なお、本日の議事録署名人につきましては、副理事長、専務理事を指名いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

また、出席指定書により出席の皆様も、議事に対するご質問、ご意見などございましたら、ご自由にご発言をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、報告事項であります。報告第1号から報告第4号までの4案件につきまして、事務局に報告を求めさせていただきます。

事務局

よろしくお願いいたします。恐れ入ります。着座にて失礼いたします。

大変申し訳ございませんが、事前の議事内容におきまして説明をしておりました資料につきまして、若干の字句修正がございました。本日は訂正したものをお手元にご用意させていただいております。よろしくお願いします。

それでは、資料は、お手元の「理事会議案書」になります。表紙をおめくりいただき、目次をお願いします。

報告事項の報告第1号から報告第4号は、本来、総会の議決を必要とするところですが、事案の緊急性を鑑み、理事長の専決処分とさせていただきました。ご報告いたします。

1ページをお願いします。報告第1号「大阪府国保連合会退職給付引当資産の処分の理事長による専決処分」は、3月に開催しました書面理事会の開催後に、職員から退職の申し出がありましたので、退職給付引当資産33万1,000円を処分したものです。

3ページをお願いします。報告第2号「大阪府国保連合会常勤役員の報酬等及び手当支給規則の一部を改正する規則の理事長による専決処分」は、令和4年6月に支給する常勤役員の期末手当について、職員の例により計算した額と定めるものです。

5ページに、改正前、改正後といたしまして、附則を新設しております。

7ページをお願いします。報告第3号「大阪府国保連合会職員給与規則の一部を改正する規則の理事長による専決処分」は、令和3年8月の人事院勧告等を踏まえ、令和4年6月以降に支給される職員の期末手当を0.075か月引き下げるものです。なお、昨年12月の減額分については、同規則の規則にてこの6月に支給する期末手当から減額するものです。

9ページ、10ページに、改正前、改正後の対照表を載せております。ご確認ください。なお、報告第2号、報告第3号の施行日は令和4年6月21日からとし、適用は令和4年6月1日からです。

11ページをお願いします。報告第4号「令和4年度大阪府国保連合会一般会計補正予算(第2号)の理事長による専決処分」は、歳入歳出それぞれ4億8,059万7,000円を増額し、歳入歳出予算総額を144億6,355万7,000円としたもので、大阪府が実施する介護サービス事業所・施設等の感染予防支援事業について、事業実施に関する周知業務及び支払業務を行うための補正です。報告事項は、以上です。よろしくお願いします。

議 長

ありがとうございました。

ただいま、事務局から報告第1号から報告第4号までのご報告がございました。この件につきまして、ご質問、ご意見などございませんでしょうか。

よろしいでございますか。ご意見、ご質問等ないようでございますので、報告についまし

ては、以上とさせていただきます。

それでは、次に、議決事項に移らせていただきます。

議案第1号から議案第3号までの3案件につきましては、各種規則の一部改正などについてでございます。これらを一括議題として、事務局に提案理由の説明を求めたいと思います。

事務局

引き続き、お願いいたします。各種規則の改正等についてご提案させていただきます。着座にて失礼します。

資料は、議案書19ページの議決事項になります。議案第1号「大阪府国保連合会就業規則の一部を改正する規則について」次のとおり、定めるものです。

21 ページをお願いします。令和3年8月の人事院勧告に基づき、不妊治療にかかる特別休暇を新設するため、別表2に17-2を追加するものです。施行日は令和4年8月1日です。

23 ページをお願いします。議案第2号「大阪府国保連合会職員通勤手当支給規則の一部を改正する規則について」次のとおり、定めるものです。

25 ページをお願いします。改正育児・介護休業法に基づく対応としまして、本規則の字句修正を行うものです。下線部をご確認ください。施行日は令和4年10月1日です。

27 ページをお願いします。議案第3号「大阪府国保連合会職員の育児休業等に関する規則の全部を改正する規則について」、次のとおり、定めるものです。

議案第2号と同様に、改正育児・介護休業法に基づく対応としまして、同規則を全面改正とするものです。

次の29ページから、改正後の規則を載せております。ご確認ください。施行日は令和4年10月1日からです。議決事項は、以上です。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

それでは、事務局より、議案第1号から議案第3号までの一括議題でございます提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入らせていただきます。ご質問、またご意見などございましたら、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

よろしいでしょうか。ご質問、ご意見ないようでございますので、質問を打ち切らせていただきます。

それでは、一括の採決とさせていただきます。ただいまの議案第1号から議案第3号までの3案件につきまして、原案のとおり決定して、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

議長

ご異議なしということでございますので、本3案件につきましては、原案のとおり決定とさせていただきます。ありがとうございました。

次に、議案第4号につきまして、事務局に提案理由の説明を求めます。お願いします。

事務局

引き続き、よろしくお願いいたします。着座にて失礼します。

資料は、右上に「別冊」と記しているものになります。議案第4号「大阪府国保連合会第1回通常総会に付議する案件について」です。

表紙をおめくりいただき、目次をお願いします。今回、総会への報告事項は15項目あります。うち、1から12につきましては、3月4日から18日に開催した書面開催の理事会にて、専決処分とさせていただいたものです。

報告13、報告14につきましては、先ほどの報告事項1及び報告事項4の理事長の専決処分としてご報告させていただいたものです。それぞれ、総会に報告することから、付議する案件として提案させていただくものです。

1ページをお願いします。1「大阪府国保連合会退職給付引当資産の処分の理事会における専決処分」は、令和3年度の退職者、定年7名、自己都合10名、計17名の退職手当金に充てるため、退職給付引当資産2億3,033万6,174円を処分いたしました。

3ページをお願いします。2「大阪府国保連合会財政調整基金積立資産の処分の理事会における専決処分」は、事業運営上の不測の事態による収入不足や過度の支出が生じた場合であっても、運営の健全化を図ることができるよう設置している積立金で、手数料の10%（パーセント）を上限としております。毎年度末に全額を取り崩し、積立替えを行うもので、令和3年度の積立資産7億5,473万円を処分いたしました。各会計の処分額は1から5に記載の通りです。

5ページをお願いします。3「大阪府国保連合会減価償却引当資産の処分の理事会における専決処分」は、減価償却資産の取得に充てるため、2億199万8,000円を処分いたしました。各会計の処分額は1から5に記載の通りです。

7ページをお願いします。4「大阪府国保連合会電算処理システム導入作業経費積立資産の処分の理事会における専決処分」は、システム更改に伴う電算処理システム導入作業経費に充てるため、2億9,029万4,000円を処分いたしました。各会計の処分額は1から4に記載の通りです。

9ページをお願いします。5「大阪府国保連合会ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産の処分の理事会における専決処分」は、ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化に向け設置している積立資産で、手数料の30%を上限としております。毎年度末に全額を取り崩し、積立替えを行うもので、6億8,400万円を処分いたしました。各会計の処分額は1から5に記載の通りです。

11ページをお願いします。6「令和3年度大阪府国保連合会一般会計補正予算（第2号）の理事会における専決処分」は、14ページ、15ページをお願いします。予備費から1,650万9,000円を財源としまして、減価償却引当資産を積立上限額の範囲内において積み立てる補正になります。

17ページをお願いします。7「令和3年度大阪府国保連合会診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）補正予算（第3号）の理事会における専決処分」は、歳入歳出それぞれ6億9,360万1,000円を増額し、歳入歳出予算額を61億4,064万8,000円としたもので、新型コロナウイルスワクチン接種事務費及び繰越金が、当初予想を上回ったことによる財源をもとに、国保総合システム開発負担金の支払い及びICT積立資産を、積立上限額の範囲において積み立てる補正になります。詳細は22ページ、23ページに記載しております。

もう1点、繰越明許費の補正です。24ページをお願いします。理由として記載していますように、支払総合システムについては、令和3年度中に開発し、令和4年度からの運用を予定しておりましたが、開発業者において新型コロナウイルス感染症の罹患に伴い、開発に係る管理体制に問題が生じたこと及びワクチン接種事業に対するプログラム開発が重なり、令和3年度中の納品完了が困難な状態となったことから、令和4年度に繰り越して引き続き、事業を行うため3,244万8,000円の繰越明許費補正となります。なお、この繰越明許費補正は、この後、後期高齢者・介護・障害それぞれの会計に費用按分により計上しておりますの

で、ご確認のほどよろしく願いいたします。

25 ページをお願いします。8「令和3年度大阪府国保連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）補正予算（第1号）の理事会における専決処分」は、歳入歳出それぞれ5,161万円を増額し、歳入歳出予算総額を44億3,458万1,000円としたもので、繰越金が当初予定を上回ったことと、ICT積立資産の積立額を縮減したことによる財源をもとに、国保総合システム開発負担金の支払い及び減価償却積立資産を積立上限額の範囲において積み立てる補正となります。詳細は30ページ、31ページに記載しております。

32 ページをお願いします。支払総合システム開発事業として3,281万6,000円の繰越明許費補正となります。

33 ページをお願いいたします。9「令和3年度大阪府国保連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（業務勘定）補正予算（第1号）の理事会における専決処分」は、歳入歳出それぞれ500万円を増額し、歳入歳出予算総額を2億9,599万9,000円としたもので、繰越額が当初予定を上回ったことによる財源をもとに、ICT積立資産を積立上限額の範囲において積み立てる補正です。詳細は38ページ、39ページに記載しております。

41 ページをお願いします。10「令和3年度大阪府国保連合会介護保険事業関係業務特別会計（業務勘定）補正予算（第1号）の理事会における専決処分」は、歳入歳出それぞれ1,940万4,000円を増額し、歳入歳出予算総額を42億4,241万6,000円としたもので、繰越金は当初予定を上回ったことと各種経費による縮減による財源をもとに、ICT積立資産を積立上限額の範囲において積み立てる補正です。詳細は46ページ、47ページに記載しております。

48 ページをお願いします。支払総合システム開発事業費として、142万6,000円の繰越明許費補正となります。

49 ページをお願いいたします。11「令和3年度大阪府国保連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計（業務勘定）補正予算（第1号）の理事会における専決処分」は、50ページをお願いします。支払総合システム開発事業費として85万7,000円の繰越明許費補正となります。

51 ページをお願いします。12「令和4年度大阪府国保連合会一般会計補正予算（第1号）の理事会における専決処分」は、歳入歳出それぞれ129億3,366万7,000円を増額し、歳入歳出予算総額を139億8,296万円としたもので、大阪府が実施する介護職員等の処遇改善支援事業。下の※にも記載しておりますように、福祉・介護職員の処遇改善のため、令和4年2月から9月までの間、収入の3%程度、月額9,000円を引き上げるための処置を実施する事業について、大阪府からの委託を受け、事業実施に係る補正となります。詳細は56ページ、57ページに記載しております。

59 ページをお願いします。13「大阪府国保連合会退職給付引当資産の処分の理事長による専決処分」と、次の61ページ、14「令和4年度大阪府国保連合会一般会計補正予算（第2号）の理事長による専決処分」は、最初に報告しました、報告事項第1号と報告事項第4号と同様となりますので、ご説明は割愛させていただきます。

すみません。69 ページをお願いします。15「令和3年度の各特別会計における弾力条項の適用について」。財務規則、第8条の2の規定により、弾力条項を適用しましたので、ご報告いたします。

1点目。診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）。保険者間調整、健康保険、療養費では、令和3年10月からのオンライン資格確認システムの稼働に伴い、保険者間調整の取扱いが減少するということを見込んでおりましたが、想定よりも件数が増加したためです。適用科目は記載の通り。適用額は1,258万4,000円です。

2点目。診療報酬審査支払特別会計（公費負担医療に関する診療報酬支払勘定）では、新

型コロナウイルス感染症の感染拡大により、医療費と行政検査の費用が想定よりも増加したためです。適用科目は記載の通り。適用額は17億2,747万5,000円です。

70ページをお願いします。3点目。診療報酬審査支払特別会計（抗体検査等の費用に関する支払勘定）では、ワクチン代や注射手技料の費用となりますが、大規模接種や職域接種が開始されたことにより、取扱件数が想定より増加したためです。適用科目は記載の通り。適用額は42億5,193万3,000円です。

4点目。後期高齢者医療事業関係業務特別会計（公費負担医療に関する診療報酬支払勘定）では、先ほどの69ページの2つ目。診療報酬審査支払特別会計と同様になります。適用科目は記載の通り。適用額は8億4,942万3,000円となります。

5点目。介護保険事業関係業務特別会計（業務勘定）では、第三者行為求償事務における損害賠償受入金について、想定よりも多くの高額求償案件が完了したためです。適用科目は記載の通り。適用額は730万5,000円です。

続きまして、71ページ。議決事項です。1「令和4年度大阪府国保連合会診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）補正予算（第1号）について」。歳入歳出それぞれ6億1,338万8,000円を増額し、歳入歳出予算総額を72億4,740万5,000円とするもので、補正理由です。令和6年1月稼働予定の次期国保総合システムの導入及び外付けシステム開発に係る経費が、令和4年度及び令和5年度の複数年にわたって必要となるためです。

歳出の科目は、76ページ、77ページに記載しておりまして、78ページをお願いします。令和4年、令和5年で計6億1,300万円を継続費として定めるものです。

79ページをお願いします。2「令和4年度大阪府国保連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）補正予算（第1号）について」。歳入歳出それぞれ4億959万4,000円を増額し、歳入歳出予算総額を49億4,232万7,000円とするもので、補正理由につきましては、先ほどの診療報酬と同様になります。

歳出の科目は、84ページ、85ページに記載しておりまして、86ページをお願いします。令和4年、令和5年で計4億900万円を継続費として定めるものです。報告事項1から報告事項15及び議決事項1、2につきまして、私からは以上です。

事務局

私からは、令和3年度事業報告についてご説明させていただきます。恐れ入りますが、着座にて失礼いたします。

今見ていただいている資料の87ページになります。よろしくお願いします。

認定事項1「令和3年度大阪府国保連合会事業報告について」認定を求めるものでございます。

89ページをお願いいたします。本会におきましては、理事長の冒頭のごあいさつにもありました通り、令和3年度の事業運営にあたりまして、令和元年度から令和3年度を対象としました3か年計画であります第3期中期経営計画に基づき、保険者ニーズを踏まえた運営に努めてまいりました。その柱となりますのが、記載しております「保険者等への事業運営の支援」「効率的・効果的な組織運営の確立」「新たな課題への的確な対応」この3点の基本方針となります。この基本方針を具体化した重点目標ごとに項目を作成し、以下の通り、報告をさせていただきます。

1「保険者等への事業運営の支援」になります。（1）審査支払業務におきましては、研修などにより、担当者のスキル向上を図り、処理の強化を図ってまいりました。療養費の審査につきましては、不自然な請求が見受けられる施術所に対しまして、留意事項通知書の送付や面接確認委員会の開催などで適正化に努めてまいりました。

(2) になります。保健事業の支援につきましては、保健事業支援・評価委員会やワーキング検討会を開催し、のべ43保険者に助言等行ってきたところでございます。特定健診受診率向上対策事業については、被保険者にあわせた勧奨通知の発送や受託保険者に対して、報告・研修会等を開催したところでございます。

(3) をお願いします。介護給付適正化事業、障害者総合支援事業等への支援につきましては、保険者等の要望を聞き取りながら推進委員会で具体化し、記載の内容で令和4年度に予算化をする形で計上をし、開発につなげてきたところでございます。

90 ページをお願いいたします。(4) です。保険者事務共同電算処理等事業につきましては、保険者アンケートでニーズの高かった案件に対しまして絞り込みを行い、記載の3点について開発を行ったところでございます。

(5) です。第三者行為損害賠償求償事務の充実につきましては、継続して傷病届の提出勧奨を被保険者や損害保険会社に対して行いました。あわせて保険者からの問合せをFAQという形で本会ホームページに掲載したところでございます。

大きな2点目。「効率的・効果的な組織運営の確立」になります。

(1) 財源の確保です。支払基金が非課税団体であることとの不整合の解消や、これからのIT化に備えるための財源の確保等から、国に対して連合会の非課税化を求めてまいりましたが、今年度は新たな取組みにつなげることはできませんでした。その中で、令和6年、令和8年に行われます次期国保総合システムの更改等に係る財源確保のため、ICT積立資産の積み立てに向けて、経費縮減を図ってまいりました。

91 ページをお願いいたします。(3) です。人材育成の強化としましては、全職員に対しまして、人事評価制度と部署希望申告制度をひとつの手段として、新たにスタートさせてきたところでございます。

大きな3番です。「新たな課題への的確な対応」です。

(1) 審査支払機関改革への対応につきましては、全国の国保連合会間や支払基金との審査基準の統一について、決定された内容を審査委員会へ周知を行い、コンピューターチェックへの反映も遅滞なく行ってきたところでございます。

(3) 地域包括ケアシステムの構築を支援する取組みにつきましては、テーマにそった形でKDBシステムの活用方法や、分析手法を事例報告など盛り込むなど工夫しながら研修会やセミナー等において支援を行ってきたところでございます。

最後になります。(4) 財政構造と費用負担の再考となります。令和4年度から団塊の世代が後期高齢者医療制度に移行が始まることや、被用者保険の適用拡大、現在500人を超える企業が対象となっておりますが、ことしの10月からは100人を超える企業、令和6年の10月からは50人を超える企業という形で適用拡大がされていきます。そういったところで、今後被保険者数の減少が想定されることから、負担金・手数料の分析等を行いましたが、国保に関わる場所では現状維持とさせていただき、一方で障害者総合支援審査支払業務に係る手数料につきましては、これからの取扱件数の増加を見込み、令和4年度から現行の144円63銭から110円に減額することといたしました。

次のページ。92ページの第1「組織運営等に関すること」から116ページの第4「障害者総合支援事業に関すること」まで、具体的な事業の実施状況について、それぞれ記載をさせていただいております。

また、お手元の別途ご用意をさせていただいております資料1になりますが、「令和3年度事業報告の概要」におきましては、具体的な事業実施状況を要約しまして、審査支払状況などの件数や金額については、前年度比という形で記載をしておりますので、あわせてご参考としてご覧いただけたらと思いますので、よろしくをお願いいたします。私からは、以上とな

ります。

続きまして、令和3年度決算等につきまして、説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局

私からは、各種会計決算状況について、ご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、着座にて失礼いたします。

議案第4号の認定事項2からは、先ほどの別冊の117ページからとなりますが、多ページに渡りますことから、決算状況を抜粋しております、資料2「令和3年度決算状況等及び主な増減理由等」にて、ご説明させていただきます。

それでは、お手元の資料2の1ページと2ページをお開きください。一般会計でございます。各表の太枠で囲った部分が決算状況になります。歳入の収入済額は10億6,518万6,235円、右側の歳出の支出済額は9億6,375万30円です。内容については、収入では大阪府等委託費、支出では事業費での介護サービス及び障害福祉サービス感染予防対策事業費を大阪府と調整の上、予算化しましたが、事業所等からの申請数が伸びず、収支ともに減でございました。

2ページの表の右下。歳入歳出差引残額1億143万6,205円は、翌年度へ繰り越すものでございます。

次に、3ページと4ページをお願いいたします。診療報酬の業務勘定でございます。この会計は各種業務に係る手数料、補助金、繰入金等を収入し、各業務の運営経費等を支出する会計でございます。収入済額は59億3,241万4,995円、支出済額は51億8,071万7,808円です。審査支払手数料については、新型コロナウイルス感染症拡大により行政検査の費用が増大し、感染症公費の手数料が増額しましたが、その他の公費や国保についてはコロナ禍前の状態には戻らず、減となりました。また、令和3年度からの新事業であります、新型コロナウイルスワクチン接種事務を当会は取り扱っておりますが、この新型コロナウイルスワクチン接種事務費及び繰越金が当初の予想を上回ったことによる財源をもとに、国保中央会への負担金として国保総合システム開発負担金を支出いたしました。差引残額7億5,169万7,187円は、翌年度へ繰り越すものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。診療報酬の支払勘定で、国保の診療報酬等を支払う通り抜け会計でございます。収入済額は6,864億7,697万7,346円、支出済額は6,864億1,391万9,192円でございます。診療報酬等受入金、支出金については、収支ともコロナ禍前の状態には戻らず、減となりました。差引残額6,305万8,154円は、翌年度へ繰り越すものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。公費負担医療の支払勘定で、公費負担医療を支払う通り抜け会計でございます。収入済額は298億4,548万8,198円、支出済額は298億4,171万9,982円です。公費負担医療受入金及び支出金は、感染症公費については新型コロナウイルス感染症拡大により、行政検査の費用が増加したため、弾力条項を適用しましたが、感染症以外の公費はコロナ禍前の状態には戻らず、減収でございました。差引残額376万8,216円は、翌年度へ繰り越すものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。抗体検査等費用の支払勘定で、抗体検査等の費用を支払う通り抜け会計でございます。収入済額は76億6,374万598円、支出済額は76億6,373万9,352円です。内容は、新型コロナウイルスワクチン接種について、大規模接種や職域接種が開始され、取扱件数が増加し、補正予算及び弾力条項を適用いたしました。

また、風しん抗体検査費用は、昨年からの低受診率が解消されず、減収でございました。

差引残額 1,246 円は、翌年度へ繰り越すものでございます。

次に、8 ページをお願いいたします。診療報酬の貸付金勘定で、保険者から借入れの申込みがあった場合に、金融機関から借入れ・貸付けを行う会計でございまして、令和 3 年度、借入れはございませんでした。収入済額の 125 万 8,673 円を、翌年度へ繰り越すものでございます。

次に、9 ページから 12 ページの後期高齢者の業務勘定及び支払勘定、公費支払勘定の内容については、先ほどの国保の診療報酬の業務勘定及び、支払勘定、公費支払勘定と同様の内容となります。割愛させていただきます。

次に、13 ページをお願いいたします。第三者行為損害賠償求償事務の会計で、損害賠償金を保険者へ支払う通り抜け会計でございまして、収入済額は 18 億 5,985 万 7,190 円、支出済額は 18 億 3,203 万 6,509 円です。内容は、損害賠償受入金・支出金については、コロナ禍による外出控えで交通事故件数が減少し、収支とも減で減収入となりました。差引残額 2,782 万 681 円は、翌年度へ繰り越すものでございます。

次に、15 ページと 16 ページをお願いいたします。特定健診の業務勘定でございまして、収入済額は 2 億 5,430 万 8,826 円、支出済額は 2 億 2,102 万 7,826 円です。収入の手数料については、取扱件数がコロナ禍前の状態に戻らず、減収入でございました。支出については、特定健診受診券等作成封入処理委託料が入札等の結果により、コスト削減ができたため、減支出となりました。差引残額 3,328 万 1,000 円は、翌年度へ繰り越すものでございます。

次の、17 ページ、18 ページの特定健診の支払勘定、後期高齢者の支払勘定についても特定健診の業務勘定と同様にコロナ禍前の状態に戻らず、収支とも減でございました。

次に、19 ページと 20 ページをお願いいたします。介護保険の業務勘定でございまして、収入済額は 32 億 5,635 万 2,961 円、支出済額は 31 億 1,538 万 8,239 円です。審査支払手数料については、新型コロナウイルス感染拡大の影響が少なかったことから、ほぼ予算とおりの収入でございました。また、主治医意見書料の収入、支出については要介護認定の更新期間の延長で、取扱件数が伸びず、減となっております。差引残額 1 億 4,096 万 4,722 円は、翌年度へ繰り越すものでございます。

次に、21 ページをお願いいたします。介護給付費の支払勘定で、介護給付費等を支払う通り抜け会計でございまして、収入済額は 8,025 億 4,475 万 3,825 円、支出済額は 8,025 億 936 万 3,410 円です。介護給付費はサービスの利用内容が縮小したため、収支とも減収入でございました。差引残額の 3,539 万 415 円は、翌年度へ繰り越すものでございます。

次の 22 ページの介護保険公費負担医療の支払勘定は、先ほどの 21 ページの給付支払勘定と同様で、サービスの利用内容縮小で収支とも減となりました。

次に、23 ページと 24 ページをお願いいたします。障害者総合支援の業務勘定でございまして、収入済額は 6 億 667 万 3,936 円、支出済額は 4 億 8,148 万 2,174 円です。内容は、審査支払手数料については、取扱件数がコロナ禍前の状態に戻らず、減収入でございました。差引残額 1 億 2,519 万 1,762 円は、翌年度へ繰り越すものでございます。

次の 25 ページの、障害介護給付費の支払勘定は、先ほどの 24 ページと同様、コロナ禍前の状態には戻らず、減でございました。

次に、26 ページをお願いいたします。障害児給付費の支払勘定で、障害児給付費を支払う通り抜け会計でございまして、収入済額は 557 億 1,924 万 5,094 円。支出済額は 557 億 1,896 万 9,703 円です。内容は、障害児給付費受入支出金については、放課後等デイサービスの時間等の算定要件が緩和されて利用者が増加し、収支とも予算額通りの執行でございました。差引残額 27 万 5,391 円は、翌年度へ繰り越すものでございます。

次に、27 ページをお願いいたします。退職金特別会計で、各会計から退職積立金等を繰り

入れ、退職手当金を支出する受払いの会計でございます。収入済額は3億4,215万2,487円、支出済額は3億4,215万1,487円です。内容は、向こう5年間における定年退職者数の減により、減支出となっております。差引残額は0円でございます。資料2の説明は、以上でございます。

次に、恐れ入りますが、再び、議案第4号の一番分厚い別冊をお願いいたします。399ページに、先ほどの「会計別決算表」。

同じく、403ページと404ページには、本会の「財産目録」を掲載しております。

また、先月6月28日に監事による監査をしていただき、その監査報告書は、407ページに、監査法人による監査報告書については、408ページから掲載をしております。なお、総会では監事を代表して、大阪府整容国民健康保険組合理事長から、監査報告を行っていただく予定としております。

最後に、資料3としまして、「令和3年度財務諸表」を載せております。私からの説明は、以上となります。よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、ご苦労さまでございました。今事務局から議案第4号、総会に付議いたします案件につきまして、提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入らせていただきます。ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

よろしいでございますか。それでは、ご質問、ご意見ないようでございますので、質問を打ち切らせていただきます。

それでは、ただいまの議案第4号につきまして、第1回通常総会に付議いたしますことにつきまして、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

議 長

ありがとうございます。ご異議なしとのことでございますので、本案件につきましては、原案のとおり、第1回通常総会に付議をさせていただきます。

次に、移らせていただきます。議案第5号につきまして、事務局に提案理由の説明をお願いします。

事務局

よろしくお願いいたします。着座にて失礼します。

議案第5号「令和4年度大阪府国民健康保険団体連合会第1回通常総会の招集について」。令和4年度大阪府国民健康保険団体連合会第1回通常総会を、次のとおり招集する。

1. と き 令和4年7月29日(金)午後2時
2. ところ 大阪市中央区常盤町1丁目3番8号 中央大通FNビル内
大阪府国民健康保険団体連合会3階会議室

以上です。よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございます。ただいま事務局から議案第5号につきましての提案理由の説明がございました。質疑に入らせていただきます。ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

ないようでございますので、質問などは打ち切らせていただきます。

それでは、ただいまの議案第5号につきまして、原案のとおり決定して、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

議 長

ありがとうございます。ご異議なしとのことでございますので、本案件につきましては、原案のとおり決定をさせていただきます。

それでは、以上で、本理事会における提出議案の審議は、すべて終了したということでございます。

本日は、長い時間ご説明またはご審議いただきましてありがとうございました。

これをもちまして、本理事会に関しましては閉会とさせていただきます。ご苦勞さまでございました。

閉会時刻 午後2時49分